

日本と国連薬物・犯罪事務所の戦略的協力 —共同行動計画—

日本国政府（以下、日本）と国連薬物・犯罪事務所（以下、UNODC）は、2013年6月2日、横浜において、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の機会に行われた第1回戦略政策対話の中で、戦略的協力のための分野を特定し、本共同行動計画を策定した。両者は、毎年、東京またはウィーンにおいて（交互に）ハイレベルで戦略政策対話を行うことで一致した。

日本とUNODCは、直近に行われた戦略政策対話の機会に本行動計画の実施の進捗をレビューし、以下の改定を行った。

1. 基本戦略

日本とUNODCは、UNODCが加盟国への幅広い支援を通して、法の支配を含む基本的価値に基づく法と秩序の維持に重要な役割を果たしているという共通認識を確認した。

日本とUNODCは、国内的及び国際的レベルでの法の支配の推進を通じて、誰一人取り残さない、持続可能な開発のためのアジェンダ2030の実施を支援し、その目的のために、このような取組への若者及び女性の有意義な参加を支援する。

日本とUNODCは、司法と法の支配に対するテロ、組織犯罪、腐敗を含む課題に対処しつつ、司法と法の支配を促進するとともに、国際協力を促進することにコミットする。

日本とUNODCは、先般、第14回国連犯罪防止刑事司法会議の成果文書として京都宣言が採択されたことを考慮する。

日本とUNODCは、その活動が国連の平和と安全、開発と人権の柱と結びつくUNODCの多角的な性質を確認したUNODC戦略2021-2025の策定と、日本が2022年の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）に向けてアフリカ主導の開発を引き続き支援することを認識しつつ、アフリカ戦略ビジョンの策定を考慮する。

日本とUNODCは、新型コロナウイルス感染症が法の支配の促進に劇的な困難を強いていることを認識し、両者がコロナ禍及びその回復プロセスにおいて、人間の安全保障の理念を考慮しながら、法の支配の促進のために十分に協力することにコミットする。

2. 協力の優先分野

(1) 犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言のフォローアップ

- a. 国際連合経済社会理事会（ECOSOC）や国連総会（GA）等における犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）のチャンネルを通じた京都宣言の政府間フォローアップ

日本とUNODCは、情報、グッド・プラクティス、教訓の共有を通じたCCPCJのワークプランにしたがい、京都宣言の4つの柱に沿ったテーマ別討論の開催を通じて、政府間レベルでの京都宣言の効果的なフォローアップの促進に向け協力する。UNODCは、2021年から2024年まで年1回、テーマ別討論をリモート参加も含めて開催する。また、このプロセスは、UNODC本部や現場で実施される日本の支援によるフォローアップ活動やプロジェクトを紹介する機会にもなる。UNODCは、関係ステークホルダーへの宣伝活動やアウトリーチ活動を行う。

- b. 更正と社会復帰を通じた再犯防止の分野において、新しい国際的な規範を策定する政府間プロセスを通じた加盟国への支援（京都モデル戦略）

日本とUNODCは、再犯防止が刑事司法制度の中核的な目的の一つであることを再確認し、再犯を防止するためには、非拘禁措置の効果的な使用、刑務所内及び出所後の社会における更正及び社会復帰プログラムの提供を含む多面的なアプローチを含む努力が必要であることを認識する。再犯防止に関する包括的な規範が存在しないことを受け、UNODCは、再犯防止に関するモデル戦略を策定する政府間プロセスを通じて加盟国を支援する。UNODCは、日本の犯罪防止、刑事司法及び法の支配における取組に対する継続的な貢献を歓迎する。

- c. アジア太平洋地域における刑事共助及び犯罪者の処遇・更生に係るプラットフォームの創設（CRIM-AP）

京都宣言パラ5及びパラ63に従い、日本とUNODCは、2022年2月までにアジア太平洋地域にプラットフォーム（アジア太平洋刑事司法フォーラム、略してCrIM-AP）を創設し、刑事司法の実務家を集めて地域の結束力を強化し、国際協力の推進に向けたコミットメントを強化するとともに、刑事共助（MLA）から犯罪者の処遇や社会復帰に至るまでの様々な刑事司法の問題について定期的に会合を開き、情報交換を行う。

- d. ユースフォーラムの定期開催

日本とUNODCは、「未来の担い手」としての若者の重要な役割を再確認し、UNODCは、第14回国連犯罪防止刑事司法会議のフォローアップの一環として2021年10月9日から10日に開催される「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の開催において、日本を支援する。「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」をテーマに掲げ、過去2回の東南アジアの若者との対話を踏まえる。UNODCは、フォーラムにおける討論を円滑に進めるための「討論の手引き」の作成につき日本を支援するとともに、アウトリーチ活動や啓発活動を行う。成果はCCPCJに提出されることになる。

e. 京都宣言履行のための犯罪防止・刑事司法における能力構築及び技術支援

日本は、UNODCが犯罪防止と刑事司法改革に関する技術支援と能力構築活動を希望する加盟国に継続的に提供していることを歓迎する。京都宣言に基づき、UNODCは、加盟国の司法制度強化のための取組を支援する。特に、証拠に基づく犯罪防止、司法への平等なアクセスの確保、女性に対する暴力の防止と対応、ジェンダーに対応した司法アクセスの強化、組織的犯罪集団やテロ集団への勧誘を含む子どもの脆弱性に配慮した子どもに対する暴力の防止と対応の強化、刑務所の過剰収容やその他の刑務所の課題を軽減するための包括的な刑罰・刑務所改革等への支援を行う。

(2) テロ・暴力的過激主義の防止及び対策

日本とUNODCは、あらゆる形態のテロに対処するという共通の決意を有する。京都宣言を支持し、日本とUNODCは以下のことにコミットする。

- 法の支配を強化し、人権の保護を確保し、ジェンダーの側面を統合すること、テロ対策に関連する条約及び議定書の履行を確保すること、また、テロの拡大につながり得る状況に対応することを目的とした戦略を作成することにより、テロを防止し対抗するための国際的、地域的、準地域レベルでの協力を強化すること
- テロ資金と国際組織犯罪、不正薬物関連活動、マネーロンダリング、身代金目的の誘拐及び銃器密売との関連性を特定し、分析し、対処すること
- 国境を越えるテロリストの移動に対処するための南アジア及び東南アジアにおける国境管理強化及び刑務所システムの改善等を通じ、外国人戦闘員によってもたらされる増大する脅威に対処すること
- テロ組織に勧誘される可能性のある子ども及び若者の脆弱性に配慮し、子ども及び若者のニーズに応え、その権利を保護し、社会復帰と再統合を促進するための効果的な措置を確保すること

UNODCは、UNODC のテロ防止プログラムへの日本の継続的な貢献を歓迎し、統合的なプログラムアプローチの強化を継続することにコミットする。

(3) 組織犯罪及び腐敗の防止及び対策

a. サイバー犯罪対策

日本とUNODCは、新型コロナウイルス感染症の危機を受け、一層悪化したサイバー犯罪の深刻さへの懸念を共有する。日本は、サイバー犯罪に対抗するための政策提言及び能力構築を国際的に提供するUNODCの役割を認識し、サイバー犯罪対策のためのグローバル・プログラムの成果を評価する。京都宣言の指針に従い、日本とUNODCは、拡大するサイバー犯罪の脅威を効果的に防止し、これに対抗するため、連携及び国際協力を強化する。日本とUNODCの取組は、2020/2021年のダークネット及びサイバー犯罪の分析と運用上のアドバイスに基づいた、戦略的な脅威の分析を通じて、議論の付加価値を高める。国連総会決議74/247及び75/282に基づく新たな国際文書をめぐる議論について、日本とUNODCは、UNODCがそのマンデートに従って、サイバー犯罪対策に関する既存の国際文書並びに国内的、地域的及び国際的レベルでの取組を加盟国が十分に考慮することを支援すること等を通じて、事務局としてこのプロセスを促進するために必要な役割を引き続き果たすべきであることを特に強調する。

b. 人身取引及び移民の密入国対策

日本とUNODCは、人の移動をもたらす危機や紛争下においては、犯罪ネットワークが活発化するため、人身取引も発生するという懸念を共有する。日本は、難民・避難民の人身取引被害者の認知及び保護を強化するために、特定の国において、被害者中心の学際的なアプローチを通じて、法執行機関、出入国管理当局、サービス提供者、難民・避難民受入れ施設の職員等、関連する第一対応者と協力するというUNODCの意図を歓迎する。日本はUNODCとの協力を継続し、各国の知見及び能力を強化することにより、人身取引及び移民の密入国対策に関する国際社会の能力を向上させ、またそのための国際協力及び情報交換を促進する。

c. UNTOCの履行及び実施レビューメカニズムの支援

日本とUNODCは、国際組織犯罪防止条約（UNTOC）レビューメカニズムの立上げを歓迎し、国際協力の強化を図る観点から、その実施を支援する。UNODC

は、2つの並行したトラックで加盟国に包括的な支援を提供することに努める。すなわち、加盟国のUNTOCレビューメカニズムへの実質的な参加を支援するとともに、メカニズムにより明らかになる所見の実施を含めた立法及び戦略的枠組みの強化を通じて、条約の履行強化を支援する。日本は、レビューメカニズムに積極的に関与するとともに、SHERLOCの整備を含め、国際組織犯罪対策のための国際協力を促進するための支援を行う。

d. UNCACの履行及び実施レビューメカニズムの支援

日本とUNODCは、国連腐敗防止条約（UNCAC）の重要な役割を再確認し、レビューメカニズムの第2サイクルの実施を支援する。日本とUNODCは、UNCACの効果的な実施、特に、1）レビューメカニズムの実施を支援すること、2）要請に応じて、国別レビューの準備及び実施並びに国別レビューを通じて得られた勧告の履行に関する技術支援を提供すること、3）国別レビューの過程において作業用の翻訳を提供することを通じて、腐敗を防止し、これと戦うための協力を継続する。

（4）世界の薬物問題への取組及び対策

日本とUNODCは、国際的な薬物統制に係る三条約が国際的な薬物統制の要であることを再確認し、全ての関連する薬物政策の文書をフォローアップし、そこに定められた勧告の実施に重点を置きながら、大麻及び大麻関連物質に関する現在の議論を含め、世界の薬物問題に取組み、対処するための協力を継続する。日本は、麻薬委員会（CND）の責任あるメンバーとして、これまでのコミットメントを着実に実施し、CND事務局との成果ある協力を継続することを目指す。国際麻薬統制委員会（INCB）は、WHO勧告に対するCNDの投票を踏まえ、大麻及び大麻関連物質の監視及び報告基準の発展に係る委員国間の議論の促進に取組むINCBを支援する日本の継続したコミットメントを歓迎する。

日本とUNODCは、委員国が南アジア・東南アジアからの結晶状メタンフェタミン（覚醒剤）や新精神活性物質（NPS）を始めとした薬物の不正な製造、生産、転用、取引を防止し、対処するための支援を行う。この観点から、日本、UNODC及びINCBは、UNODCのグローバルSMARTプログラム及びINCBのGRIDSプログラムを通じて、アンフェタミン型覚醒剤（ATS）、新規精神活性物質（NPS）、非医療用合成オピオイドなどの違法合成薬物の不正な製造、流通、販売、使用に関する情報を共有することにより、違法合成薬物の取引に対処し、取組むために協力する。

また、日本とUNODCは、ジェンダーや年齢に配慮し、人権に基づいた、子ども、若者、家族のための予防の取組を含む、科学的根拠に基づく薬物使用の予防、治療及び回復のための取組を推進する。こうした取組は、南アジア及び東南アジアのより広い地域に拡大される。

アフガニスタンにおける薬物問題は、引き続き、同国内外の平和と安定に対する脅威である。日本とUNODCは、アフガニスタンの急速に変化する政治状況を考慮しつつ、この問題に取り組むために取り得る適切な措置について緊密に協議する。日本とUNODCは、ロシアとの連携の下で実施されてきた当該地域における違法薬物の影響に関連する課題への取組を評価する。

(5) 自由で開かれたインド太平洋に向けた平和と安定の確保

日本とUNODCは、平和と安定のために、法の支配と航行の自由を維持するルールに基づいた海上安全保障を再確認する。

日本とUNODCは、グローバル海上犯罪プログラム（GMCP）を通じて、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に向けて、東南アジアから東アフリカまでのインド太平洋地域の沿岸国に対し、海上法執行（MLE）機関や司法のための海上犯罪に関する技術支援を継続する。この支援は、漁業犯罪を含む海上犯罪に対するMLEと海洋状況把握（MDA）の強化から、海賊対策、海洋における国連制裁体制の強化、海上におけるテロ対策まで多岐にわたる。また、UNODCは、日本との協力の下、海洋汚染、重大事故対応及び海底ケーブルの保護等の海洋領域における新たな課題にも取り組む。

この関点から、日本とUNODCは、新型コロナウイルス感染拡大により海上輸送の重要性が増していることを認識し、国際法にしたがって、海上安全保障を強化するためのテロ対策の継続的な努力の必要性を強調した、2021年6月30日に総会で採択された「国連グローバル・テロ対策戦略：第7回レビュー」に関する決議75/291（OP64、18ページ）を歓迎する。このことは、関連する最近の国連安保理議長声明（S/PRST/2021/15）「海洋安全保障：国際の平和と安全の維持」にも反映されている。

TICAD7で採択・発表された横浜宣言2019やアフリカの平和と安定に向けた新しいアプローチ（NAPSA）、そして2022年に開催予定の「TICAD8」

に留意しつつ、UNODCは、アフリカの持続可能なブルーエコノミー及び平和と安定のために、MLEとMDAが重要な役割を果たすことを認識する。

日本とUNODCは、2018年に海上保安庁のモバイルコーポレーションチーム(MCT)がインド洋沿岸国を対象にセーシェルで行われた海上船舶臨検(VBSS)訓練に教官を派遣して以降、海上保安庁とのパートナーシップが進展していることを認識している。UNODCは、海上保安庁がMLEに関する優れた専門知識を有していることに注目し、インド太平洋における法の支配、航行の自由、海上法執行のために、GMCPを通じてパートナーシップを進化させることを意図している。この関点から、UNODCは、2021年後半に2回目の専門家派遣(NRLA)が行われることを期待している。日本とUNODCは、「海洋犯罪に関するインド洋フォーラム(IOFMC)」などの国際的なプラットフォームや、「環インド洋連合(IORA)」や「インド洋委員会(IOC)」等の地域・準地域組織や他の加盟国と協力して、海洋犯罪や脅威に取り組むための地域的・国際的な協力関係の構築を継続する。

3. その他の協力分野

(1) 日本による人的貢献の強化

UNODCは、内部昇進、UNODCに派遣されているJPOの正規採用、外部からの有能な邦人の採用を含め、UNODCにおける邦人職員の貢献強化に日本が関心を有していることを十分に認識している。日本とUNODCは、UNODC本部及びフィールド・オフィスのシニアレベルを含むポジションにふさわしい有能な邦人候補者をひきつけるようなアウトリーチに尽力する等、かかる関心に応えるための適切な措置を検討する。

(2) 日本が拠出するUNODCの活動

日本は、フィールドにおける調整の円滑化の重要な要素として、その活動の計画における戦略的方向性及びプログラムの一貫性の更なる強化に向けたUNODCの継続的な取組を奨励する。このために、日本とUNODCは、良好なコミュニケーション及び調整を維持すべく、とりわけ日本国の在外公館と関係するUNODCフィールド・オフィスとの間で、現場レベルでの情報共有を強化する。

日本とUNODCは、レジリエンス向上がUNODCの財務基盤の強化に寄与するという見解を共有しつつ、日本の拠出金によるプログラム及びプロジェクトのレジリエンス向上に向け協力する。UNODCは、UNODCの広報に継続性があり、一貫

性があり、また質の高いものであることを確保しつつ、広報の標準化を含むUNODCの強化されたアプローチを通じて、その活動のために日本から受領した拠出金について周知するためのあらゆる適切な措置を講じる。UNODCは、このことに関して、日本との効果的なコミュニケーションを維持することに努める。

UNODCは、一定期間内の効果的な実施、効率的なモニタリング、プログラム及びプロジェクトの完了日から6か月以内の終了報告書及び会計報告書の提出を通じて、日本の拠出金によるプログラム及びプロジェクトのタイムリーで効果的な執行を確保するべく、成果に基づくマネジメント(RBM)に関する努力を更に強化する。

あらゆる活動においてジェンダー平等への配慮を主流化すると国連全体における強い指示の下、UNODCは、ジェンダーに特化した成果の拡大にコミットしている。日本は、UNODCが、とりわけ能力構築及び女性の公平な参加及びエンパワーメントの推進に焦点を当てた活動の支援を通じて、全てのプログラム及びプロジェクトにジェンダーの視点を取り込むことにより、体系的かつ効果的なジェンダー主流化に取り組んでいることを支持する。

(3) 国際組織との協力

日本とUNODCは、上記2に明記する分野における能力構築及び技術支援活動の相乗効果を高める観点から、特に国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じた国際組織を通じた相互協力及び連携を強化する。

(4) ガバナンス及び財政

日本とUNODCは、UNODCのガバナンス及び財政状況の改善について、全ての適切なレベルにおける適時の建設的な対話を通じ、また、UNODC行財政作業部会(FINGOV)を含む全ての適切な場を通じ、協力する。

署名、横浜、2013年6月2日

改定に署名、2021年8月27日、第8回戦略政策対話にて

岡野 正敬
日本国外務省総合外交政策局長

ガーダ・ワーリー
国連薬物・犯罪事務所事務局長